

土地区画整理事業の都市計画変更に関する説明会

日時 令和2年6月30日(火) 18:30~

場所 陸前高田市役所4号棟第6会議室

目次

1. 高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域の変更について
2. 今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域の変更について
3. 都市計画変更の案の縦覧と意見書の提出について

令和2年6月

■ はじめに

本市では、東日本大震災で甚大な被害を受けたまちの復興を目指し、新しいまちづくりを進めるための取り組みを行っています。

高田地区及び今泉地区においては、土地区画整理事業により高台及び市街地等の整備を行うこととし、造成工事を進めているところです。

今般、公共施設等の詳細設計を行った結果、本事業の施行に必要な範囲が確定したことから、区域を変更するものです。

<変更する都市計画>

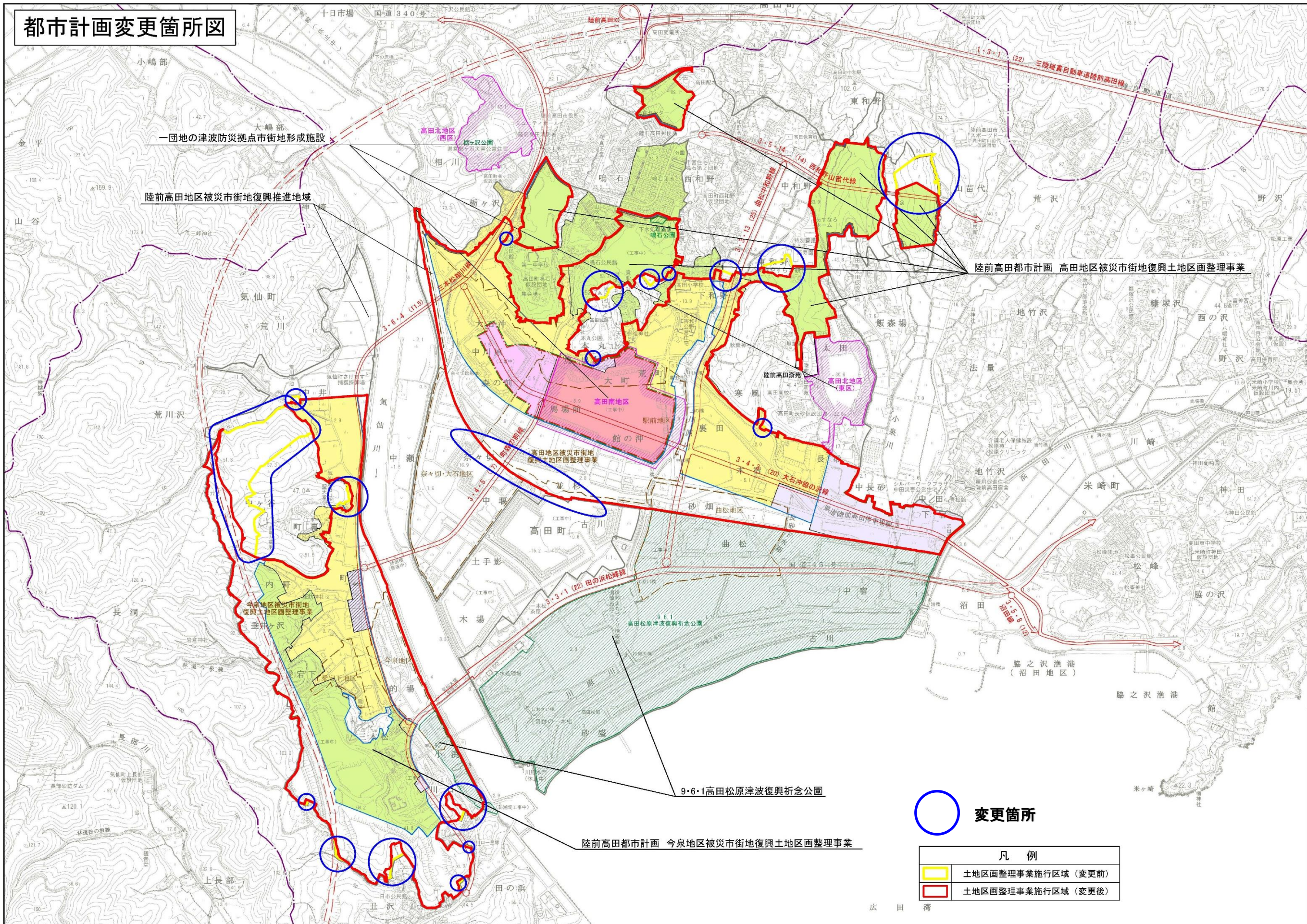
1. 高田地区被災市街地復興土地区画整理事業
2. 今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業

■ これまでの経緯

<土地区画整理事業>

平成24年	2月	高田地区・今泉地区の都市計画決定（先行地区）
	9月	高田地区・今泉地区の事業認可（先行地区）
平成25年	2月	高田地区・今泉地区の都市計画変更（全体地区）
	10月	高田地区の事業計画変更認可（先行地区）
	11月	高田地区・今泉地区の都市計画変更（全体地区）
平成26年	2月	高田地区・今泉地区の事業計画変更認可（全体地区）
	8月	高田地区事業計画変更（第3回）認可
平成27年	1月	今泉地区の都市計画変更（全体地区）
	6月	高田地区事業計画変更（第4回）認可
	12月	今泉地区事業計画変更（第2回）認可
平成28年	6月	高田地区事業計画変更（第5回）認可
		今泉地区事業計画変更（第3回）認可
平成29年	6月	高田地区事業計画変更（第6回）認可
	8月	今泉地区事業計画変更（第4回）認可
平成30年	1月	今泉地区事業計画変更（第5回）認可
	3月	高田地区事業計画変更（第7回）認可
令和 元年	5月	高田地区事業計画変更（第8回）認可
		今泉地区事業計画変更（第6回）認可
令和 2年	1月	高田地区事業計画変更（第9回）認可
		今泉地区事業計画変更（第7回）認可

都市計画変更箇所図



一団地の津波防災拠点市街地形成施設

陸前高田地区被災市街地復興推進地域

陸前高田都市計画 高田地区被災市街地復興土地区画整理事業

高田地区被災市街地復興土地区画整理事業

今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業

陸前高田都市計画 今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業

9・6・1高田松原津波復興祈念公園

○ 変更箇所

凡例	
	土地区画整理事業施行区域 (変更前)
	土地区画整理事業施行区域 (変更後)

1. 高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域の変更について

○変更の目的

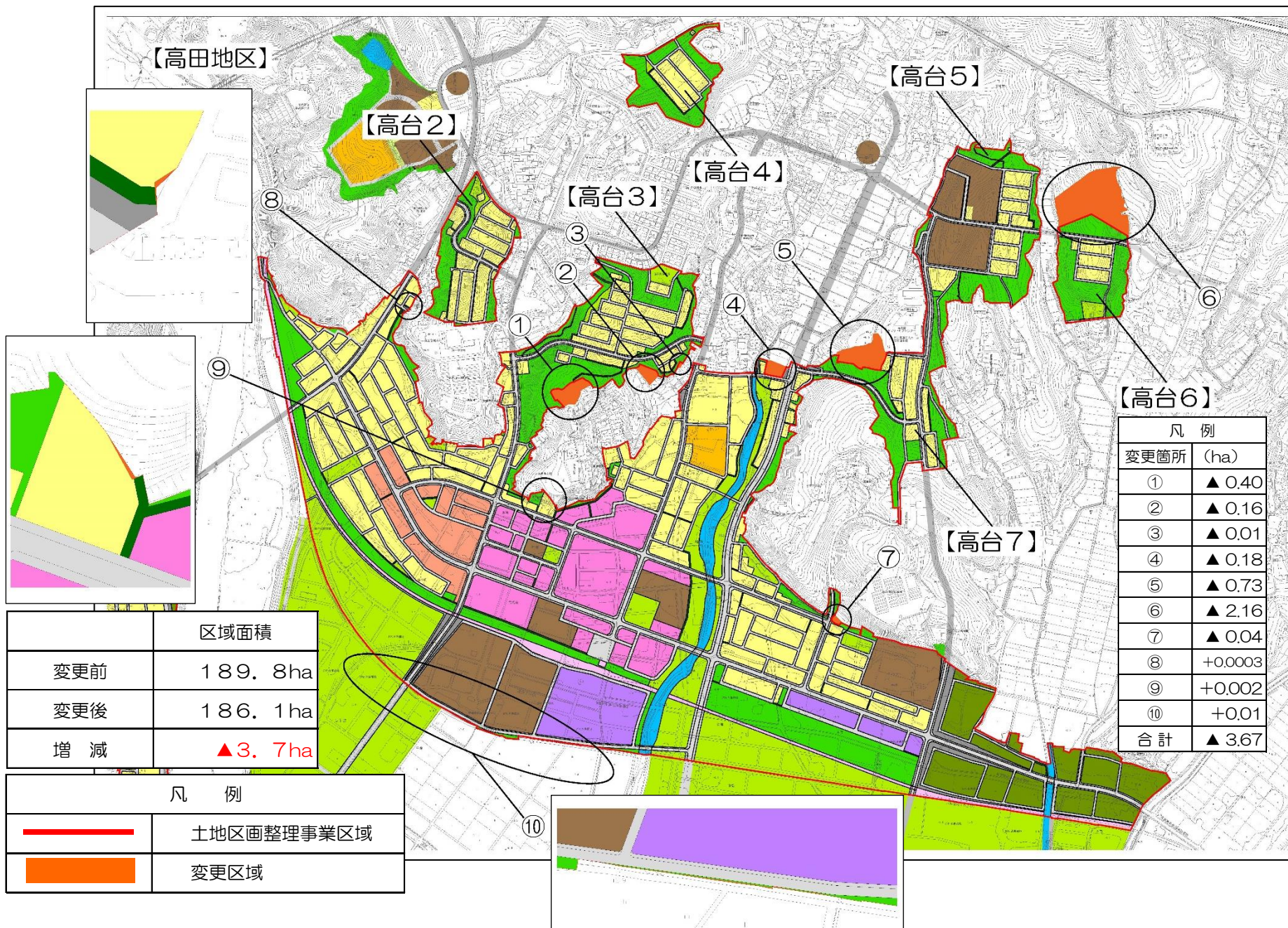
高田地区被災市街地復興土地区画整理事業については、平成26年2月に全体地区の事業認可を受け、事業を進めているところです。

今回、公共施設等の詳細設計を行った結果、本事業の施行に必要な範囲が確定したことから、高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域を一部変更するものです。

○変更の内容


	変更前	変更後	増 減
施行区域面積	189.8ha	186.1ha	▲3.7ha

高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域の変更（案）



凡 例	
変更箇所	(ha)
①	▲ 0.40
②	▲ 0.16
③	▲ 0.01
④	▲ 0.18
⑤	▲ 0.73
⑥	▲ 2.16
⑦	▲ 0.04
⑧	+0.0003
⑨	+0.002
⑩	+0.01
合計	▲ 3.67

	区域面積
変更前	189.8ha
変更後	186.1ha
増 減	▲3.7ha

凡 例	
	土地区画整理事業区域
	変更区域

2. 今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域の変更について

○変更の目的

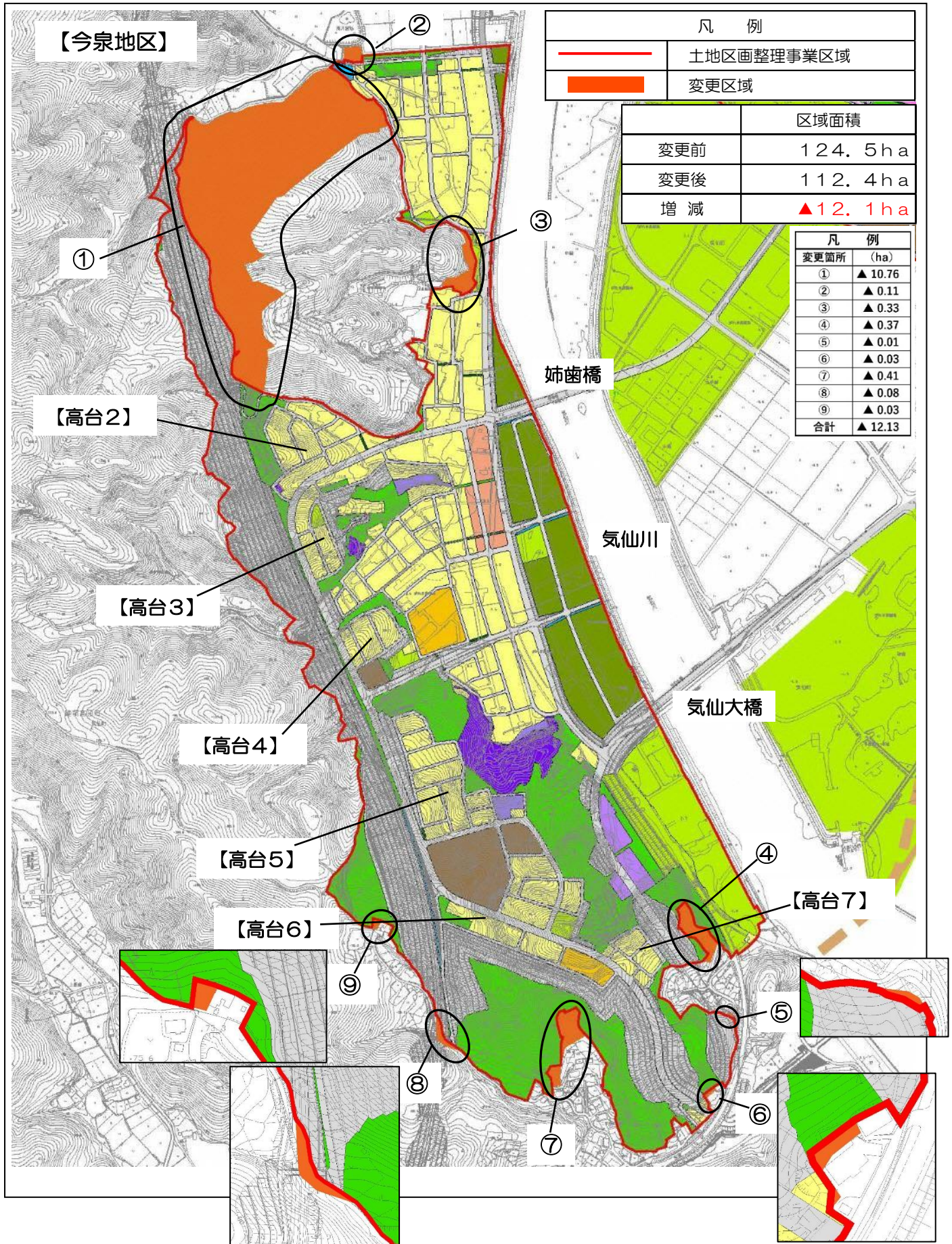
今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業については、平成26年2月に全体地区の事業認可を受け、事業を進めているところです。

今回、公共施設等の詳細設計を行った結果、本事業の施行に必要な範囲が確定したことから、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域を一部変更するものです。

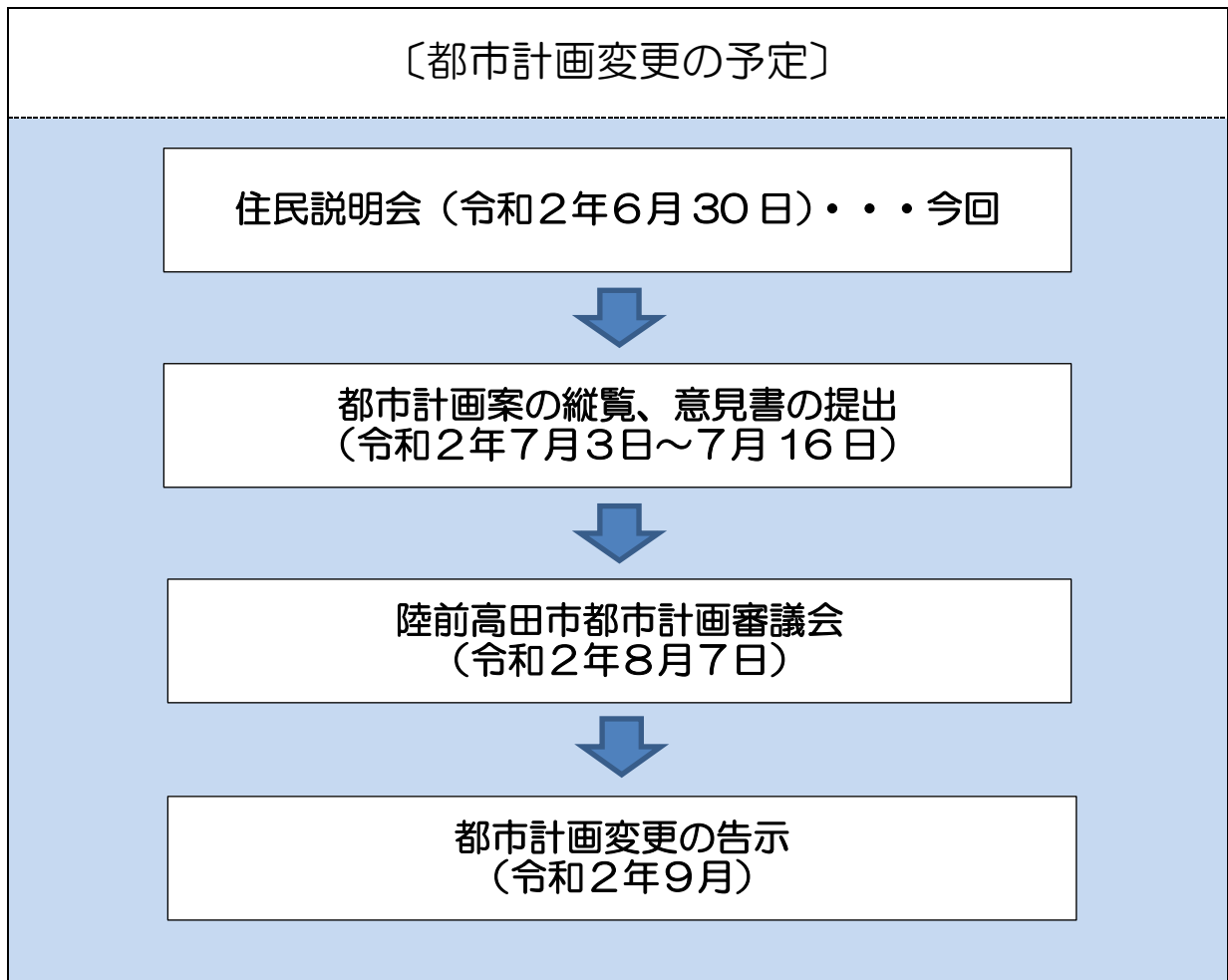
○変更の内容

	変更前	変更後	増 減
施行区域面積	124.5ha	112.4ha	▲12.1ha

今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域の変更（案）



○今後のスケジュール



3. 都市計画変更の案の縦覧と意見書の提出について

本日ご説明した都市計画変更の案について、次のとおり縦覧を行います。

また、この案について、意見のある市民及び利害関係者は、意見書受付期間内に陸前高田市長に対して、意見書を提出することができます。

〔縦覧期間・意見書受付期間〕

令和2年7月3日（金）から7月16日（木）まで

（時間：午前8時30分から午後5時15分まで）

※ 土曜日、日曜日を除く。

〔縦覧の場所・意見書の提出先〕

	都市計画変更の案	縦覧の場所	意見書の提出先
市決定	■高田地区被災市街地復興 土地区画整理事業 ■今泉地区被災市街地復興 土地区画整理事業	〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町 字鳴石42番地5 陸前高田市役所4号棟2階 市街地整備課	〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町 字鳴石42番地5 陸前高田市役所3号棟1階 都市計画課

〔意見書の提出方法〕

様式は任意ですが、必ず「意見書」と表記し、案件名、住所、氏名及び連絡先を記入の上、持参又は郵送（令和2年7月16日（木）消印有効）で「意見書の提出先」に提出してください。

提出された意見書は、その要旨を陸前高田市都市計画審議会に提出します。個別には回答いたしませんので、ご了承ください。

【お問合せ先】

陸前高田市復興局

市街地整備課 区画整理係（高田地区・今泉地区土地区画整理事業に関すること。）

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5

（陸前高田市役所4号棟2階）

TEL：0192-54-2111 内線 442（高田）

452（今泉）